

令和6年11月26日

令和6年度第8回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 6 日（火）午前 9 時 3 0 分
場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
議案第 1 号 令和 5 年度美浦村教育委員会点検・評価報告書について
- 3 協議事項
協議第 1 号 美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例に係る意見聴取について
協議第 2 号 令和 6 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
協議第 3 号 児童館指定管理者の選定について
- 4 その他
- 5 閉会

議案第 1 号

令和 5 年度美浦村教育委員会点検・評価報告書について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

協議第 1 号

美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例に係る意見聴取について

令和 6 年第 4 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、美浦村立美浦小学校の学校給食の調理等の業務を処理するため美浦小学校給食調理場（以下「給食調理場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美浦小学校給食調理場	美浦村大字興津367番地

(管理)

第3条 給食調理場は、美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

協議第 2 号

令和 6 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和 6 年第 4 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

令和 6年度 12月補入一般会計(単位:千円)													
所属名	款 款名		項 項名		目 目名	節 節名	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額		
子育て支援課	15	国庫支出金	01	国庫負担金	01 民生費国庫負担金	03 児童福祉費負担金	010	子どものための教育・保育給付費負担金(保育)	3,473	9,263	12,736		
					03 教育費国庫負担金	01 教育費負担金	010	子どものための教育・保育給付費負担金(教育)	1,794	5,664	7,458		
			02	国庫補助金	02 民生費国庫補助金	02 児童福祉費補助金	040	子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正実施円滑化事業分)	43	323	366		
	16	県支出金	01	県負担金	01 民生費県負担金	03 児童福祉費負担金	010	子どものための教育・保育給付費負担金	1,258	3,726	4,984		
					03 教育費県負担金	01 教育費県負担金	005	子どものための教育・保育給付費負担金(教育)	897	2,832	3,729		
			02	県補助金	06 教育費県補助金	02 幼稚園費補助金	015	子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金	601	1,949	2,550		
計									8,066	23,757	31,823		

令和 6年度 12月補正歳出一般会計(単位:千円)

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
学校教育課	09	教育費	01	教育総務費	01	教育委員会費	02	教育委員会費	08	01	001	費用弁償	17	51	68
					02	事務局費	03	事務局経費	12	05	026	理科薬品処分委託料	339	140	479
							09	美浦村教育クラウド事業費	13	01	025	回線使用料	89	0	89
			02	小学校費	01	学校管理費	12	美浦村統合小学校開校準備費	10	01	001	消耗品費	393	0	393
										04	001	印刷製本費	80	0	80
									17	01	001	庁用器具費	864	6,472	7,336
			03	中学校費	01	学校管理費	05	中学校施設管理費	10	06	002	施設等修繕料	708	658	1,366
					02	教育振興費	05	中学校教育振興事業費	17	04	002	教師用指導書	632	0	632
											003	デジタル教科書	2,560	0	2,560
			06	保健体育費	04	学校給食費	10	学校給食運営事業費	10	07	002	賄材料費(木原小学校)	1,326	10,686	12,012
											003	賄材料費(大谷小学校)	1,509	16,537	18,046
											004	賄材料費(安中小学校)	550	4,000	4,550
											005	賄材料費(美浦中学校)	2,740	16,906	19,646
計													11,718	55,450	67,168
木原小学校	09	教育費	02	小学校費	01	学校管理費	03	木原小学校学校管理費	10	05	005	上下水道使用料	900	2,760	3,660
計													900	2,760	3,660
安中小学校	09	教育費	02	小学校費	01	学校管理費	05	安中小学校学校管理費	10	02	001	庁舎用燃料代	425	863	1,288
計													425	863	1,288
大谷小学校	09	教育費	02	小学校費	01	学校管理費	04	大谷小学校学校管理費	10	02	001	庁舎用燃料代	219	2,525	2,744
計													219	2,525	2,744
美浦中学校	09	教育費	03	中学校費	01	学校管理費	03	美浦中学校学校管理費	10	05	005	上下水道使用料	437	1,680	2,117
計													437	1,680	2,117

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業	事業名	節	細節	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
子育て支援課	03	民生費	02	児童福祉費	01	児童福祉総務費	03	児童手当事務費	11	01	001	郵便料	36	386	422
										04	033	口座振込手数料	7	111	118
							11	保育所等補助金事業費	18	10	020	子ども・子育て支援事業費補助金	100	0	100
							12	子どものための教育・保育給付費	12	05	008	保育児委託料(私立分)	2,030	9,768	11,798
											011	認定こども園給付費(保育認定・私立分)	4,140	4,179	8,319
									18	05	010	認定子ども園・幼稚園給付費(教育認定・私立分)	4,791	15,228	20,019
									22	05	001	国庫支出金返還金	1,488	0	1,488
							73	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給	22	05	001	国庫支出金返還金	300	0	300
							74	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事務	22	05	001	国庫支出金返還金	56	0	56
計													12,948	29,672	42,620
生涯学習課	09	教育費	01	教育総務費	02	事務局費	10	学校図書室運営事業費	10	01	001	消耗品費	87	84	171
			05	社会教育費	02	公民館費	03	中央公民館管理費	10	02	001	庁舎用燃料代	600	1,985	2,585
			03	文化財保護費	03	文化財保護費	03	文化財保護事業費	12	05	016	保存処理委託料	182	1,623	1,805
											030	レプリカ作製委託料	▲ 1,320	1,320	0
			06	保健体育費	02	体育施設費	02	農林漁業者トレーニングセンター管理費	12	05	005	樹木伐採等委託料	120	0	120
計													▲ 331	5,012	4,681
美浦幼稚園	09	教育費	04	幼稚園費	01	幼稚園費	03	幼稚園運営費	10	06	003	公用車等修繕料	86	1,268	1,354
計													86	1,268	1,354

協議第 3 号

児童館指定管理者の選定について

令和 6 年第 4 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- 1 公の施設の名称
美浦村立大谷時計台児童館
美浦村立木原城山児童館
- 2 指定する団体の名称
株式会社 明日葉
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで